

相続についてのお尋ね（相続税申告の簡易判定シート）

（注） 記入欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載願います。

名簿番号

1 亡くなられた方の住所、氏名（フリガナ）、生年月日、亡くなられた日を記入してください。

住所		氏名	（		）	生年月日		年	月	日
						亡くなられた日		平成		

2 亡くなられた方の職業及びお勤め先の名称を「亡くなる直前」と「それ以前（生前の主な職業）」に分けて具体的に記入してください。

亡くなる直前：	（お勤め先等の名称：）
それ以前（生前の主な職業）：	（お勤め先等の名称：）

3 相続人の方は何人いらっしゃいますか。その方の住所、氏名と亡くなられた方との続柄を記入してください。

（フリガナ） 相続人の氏名	続柄	（フリガナ） 相続人の氏名	続柄
① （		④ （	
② （		⑤ （	
③ （		相続人の数 ① 人	

（注） 相続を放棄された方がおられる場合には、その方も含めて記入をお願いします。

4 亡くなられた方（又は先代名義）の不動産がありましたら、土地、建物の別に記入してください。

種類	所在地	イ 面積(m ²)	ロ 路線価等 (注1、2)	ハ 倍率 (注2)	ニ 評価額の概算 (注3)
①					万円
②					万円
③					万円
④					万円

（注） 1 ロ欄は、土地について路線価が定められている地域は路線価を記入し、路線価が定められていない地域は固定資産税評価額を記入してください。また、建物は固定資産税評価額を記入してください。

2 土地に係るロ欄の路線価又はハ欄の倍率は、国税庁ホームページ【www.rosenka.nta.go.jp】で確認することができます。なお、路線価図は千円単位で表示されています。また、建物に係るハ欄の倍率は1.0倍です。

3 ニ欄は、次により算出された金額を記入してください。
 《ロ欄に路線価を記入した場合》 $\text{ロの金額} \times \text{イの面積(m}^2\text{)}$
 《ロ欄に固定資産税評価額を記入した場合》 $\text{ロの金額} \times \text{ハの倍率}$ （建物は1.0倍）

5 亡くなられた方の株式、公社債、投資信託等がありましたら記入してください（亡くなられた日現在の状況について記入をお願いします。）。

銘柄等	数量(株、口)	金額	銘柄等	数量(株、口)	金額
①		万円	④		万円
②		万円	⑤		万円
③		万円	合計額		② 万円

6 亡くなられた方の現金、預貯金について記入してください（亡くなられた日現在の状況について記入をお願いします。）。

預入先（支店名を含む）	金額	預入先（支店名を含む）	金額
①	万円	④	万円
②	万円	⑤	万円
③	万円	合計額 ③ 万円	

7 相続人・相続人以外の方が受け取られた生命保険金、損害保険金や死亡退職金について記入してください。					
保険会社又は支払会社等		金額	保険会社又は支払会社等		金額
①		万円	③		万円
②		万円	合計額		㉔ 万円
8 亡くなられた方から、相続時精算課税を適用した財産の贈与を受けた方がおられる場合、その財産について記入してください。					
贈与を受けた方の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた方の氏名	財産の種類	金額
①		万円	③		万円
②		万円	合計額		㉕ 万円
9 亡くなられた方から、亡くなる前3年以内に、上記8以外の財産の贈与を受けた方がおられる場合、その財産について記入してください。					
贈与を受けた方の氏名	財産の種類	金額	贈与を受けた方の氏名	財産の種類	金額
①		万円	③		万円
②		万円	合計額		㉖ 万円
10 亡くなられた方に債務（借入金等）などがある場合、その債務について記入してください。また、葬式費用について記入してください。					
借入先など債権者の住所（所在）と氏名（名称）		金額	借入先など債権者の住所（所在）と氏名（名称）		金額
①		万円	④		万円
②		万円	⑤ 葬式費用の概算		万円
③		万円	合計額		㉗ 万円
(注) 亡くなられた方に未納となっている税金がある場合には、その内容も併せて記入をお願いします。					
11 相続税の申告書の提出が必要かどうかについて検討します（概算によるものですので、詳細については税務署にお尋ねください。）。					
㉘の金額		万円	(㉑-㉗)の金額 ※赤字のときはゼロ	㉙	万円
㉚の金額		万円	(㉙+㉖)の金額	㉚	万円
㉛の金額		万円	基礎控除額の計算 5,000万円 + (㉜ 人 × 1,000万円) = ㉛		万円
㉜の金額		万円	(㉚-㉛)の金額	㉜	万円
㉝の金額		万円	㉜の金額 《黒字である場合》相続税の申告が必要です。 《赤字である場合》相続税の申告は不要です。		
㉘から㉝の合計額	㉞	万円	※ あくまでも概算による結果ですので、㉚の金額と㉛の金額の差が小さい場合には、申告の要否について更に検討する必要があります。 また、相続人が取得した「生命保険金」や「退職金」のうち、一定の金額までは非課税となります。 ※ 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】には、相続税に関する具体的な計算方法や申告の手続などの詳しい情報を記載した「相続税の申告のしかた」を掲載しておりますのでご利用ください。		
以上のとおり回答します。 平成____年____月____日 住所_____ 氏名_____ 電話番号_____			作成税理士の氏名、事務所所在地、電話番号		

- ※ 1 税務署で相談を希望される場合には、事前に予約していただき、この「相続についてのお尋ね（相続税申告の簡易判定シート）」について分かる範囲で記載の上、ご持参ください。
- 2 この「相続についてのお尋ね（相続税申告の簡易判定シート）」は、相続税の申告書ではありません。